

生活福祉資金 貸付制度のご案内



総合支援資金

- ・生活支援費
- ・住宅入居費
- ・一時生活再建費

教育支援資金

- ・教育支援費
- ・就学支度費

福祉資金

- ・福祉費
- ・緊急小口資金

不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

●生活福祉資金とは●

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

●貸付対象●

岡山県内に居住（又は予定）している人

①低所得世帯

世帯の収入が一定基準内の世帯

②障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯あるいは、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる人の属する世帯

③高齢者世帯

日常生活上療養または介護をする65歳以上の高齢者の属する世帯

●貸付の対象とならない人●

①暴力団員が属する世帯

②他法・他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯

③すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯

④生活福祉資金等の連帯保証人

●貸付利子●

①総合支援資金・福祉費（福祉資金）

連帯保証人を立てる場合：無利子

連帯保証人を立てることができないことを県社会福祉協議会が認めた場合：年1.5%

②教育支援資金・緊急小口資金（福祉資金）・臨時特例つなぎ資金

無利子

③不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

●延滞利子●

最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5.0%の延滞利子が加算されます。

●償還期間●

貸付資金、貸付金額により異なります。

●借入相談・申込み●

①相談申込窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会
(または担当の民生委員) ※注1

②連帯保証人

原則として1人必要。
※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金については不要

③連帯借受人

教育支援資金又は福祉費の技能習得に必要な経費を借入申込みする場合は、生計中心者と実際に就学する者・技能を習得する者が借受人・連帯借受人となることが必要。その場合は、原則として連帯保証人は不要。

④添付書類

資金の種類により、添付書類が異なります。

●貸付決定●

貸付けは、県社会福祉協議会が審査を行います。審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。
※不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

●相談窓口●

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

※注1「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」については、お住まいの地域の福祉事務所